

令和5年度決算に係る

定期監査  
決算審査

資料

令和6年6月

いじめ・不登校総合対策センター

## 目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	
(1)	勧告事項	1
(2)	指摘事項	1
(3)	監査意見	1
(4)	決算審査意見	1
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	2
5	主な事業に関する調べ	3
6	決算資料（総括表）	10
7	事業別実施状況調べ	11
8	予備費の充用調べ	11
9	現金の取扱状況調べ	
(1)	現金取扱状況	11
(2)	つり銭の状況	11
10	財産に関する調べ	
(1)	公有財産	12
(2)	金券類の保有状況	13
(3)	基金	13
(4)	債権	13
11	財産の貸付け及び使用許可調べ	
(1)	土地及び建物	13
(2)	物品（1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの）	13
12	借受不動産明細調べ	13
13	職員駐車場の管理状況調べ	13
14	寄附物件の受納状況調べ	13
15	備品の処分状況調べ	13
16	貸付金等状況調べ	13
17	いじめについての連携・支援の流れ	14
18	県内のいじめの認知件数	14
19	いじめの解消状況	14
20	当センターへのいじめの相談の対応	14
21	不登校についての連携・支援の流れ	15
22	不登校児童生徒数	15
23	不登校児童生徒の変容状況	15
24	当センターへの不登校相談の対応	15
25	ハートフルスペースの利用状況	16
26	教育相談	17
○	意見、要望等	17

1 前年度指摘事項等に対する措置等

- (1) 勧告事項 該当なし
- (2) 指摘事項 該当なし
- (3) 監査意見 該当なし
- (4) 決算審査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

指 摘 事 項	措 置 顛 末
<p>不登校児童・生徒に対する支援の充実について（口頭指摘）</p> <p>本県の令和4年度の小・中・高等学校における不登校児童生徒数は過去最多となり、100人当たりの不登校児童生徒数は、小・中・高等学校の全てにおいて全国平均を上回っています。</p> <p>不登校の要因は複雑化・多様化している中で、不登校の要因・背景を分析し、児童生徒の理解に基づいた適切な支援を早期に行う必要があるため、スクールカウンセラー等と連携した支援の更なる充実が必要であります。</p> <p>様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制を整え、必要な支援が届くよう、スクールカウンセラーの配置数や相談時間数の増加等を検討すべきであります。</p> <p>また、スクールカウンセラーをスーパーバイズする者の配置や、学校の実態に応じた多様な人材の活用等についてさらに推進していく必要があります。</p>	<p>令和6年度から、不登校児童生徒への支援として学校生活適応支援員の配置校を拡充（令和5年度：18校→令和6年度：20校）するとともに、校内サポート教室の設置校を拡充（令和5年度：10校→令和6年度：15校）し、困り感を抱える児童生徒に寄り添った支援の推進を図ります。</p> <p>また、不登校等生徒指導上の諸課題の解決に取り組む学校や市町村教育委員会にアドバイザーを派遣する回数や時間数を拡充し、未然防止等に向けた教職員のスキル向上と支援体制づくりの推進を図ります。</p> <p>スクールカウンセラーについては、現在、県内全中学校区に延べ86人配置し、各中学校区内の小中学校にも対応しており、県立学校には原則1校に1名を配置しています。特に小中学校においてカウンセリング等へのニーズが高いことを踏まえ、不登校等を多く抱える小中学校についてモデル的に配置時間数を増やすとともに、スクールカウンセラー等による緊急的な支援が必要になった際に、柔軟な対応が可能となるよう学校への派遣時間数を拡充（令和5年度：150時間→令和6年度：200時間）します。</p> <p>また、現在県教育委員会内に4名の教育相談員を常勤配置しており、県立学校の一部のカウンセリング等を担当するとともに、県内のスクールカウンセラーに対するスーパーバイズの役割を担っています。</p> <p>併せて、県臨床心理士会と連携を図りながら研修等を行い、スクールカウンセラーの資質向上を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の不登校児童生徒を支援する者とのよりよい連携の在り方について今後も連絡協議会等で協議していきます。</p>

3 職員の定員、現員調べ

（令和6年4月1日現在）

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		合計		備 考
	当該年度	5.8.1現在	当該年度	5.8.1現在	当該年度	5.8.1現在	当該年度	5.8.1現在	
定 員	7	7	0	0	0	0	7	7	
現 員	( ) 7	( ) 7	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 7	( ) 7	
過不足(△)	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時的任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計年度任用職員	18	17	0	0	0	0	18	17	ハートフルスペース支援コーディネーター3（東部1、中部1、西部1）、ハートフルスペース支援員3（東部1、中部1、西部1）、専門指導員（ことば・発達）4（東部）、相談員（電話）2（東部）、ソーシャルワーカー1（東部）、スーパーバイザー1（東部）、自宅学習支援員3（東部1、中部1、西部1）、事務補助1

4 役付職員の調べ

(令和6年6月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
センター長	八木 浩子	0	2	
次長	澤 勝也	2	2	6年 2月
参事	(併)津村 英樹	1	2	出納員 教育センター総務課長

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
不登校対策事業	7,298	789	0	0	6,509
将来ビジョン	-				
令和新時代創生戦略	SDGsゴール(04 質の高い教育をみんなに)				
政策項目	-				
1 事業の目的、概要					
<p>○小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援のため、県教育委員会と市町村教育委員会が連携を密にし、学校訪問等による指導助言や教職員研修を行い、校内組織体制づくりと児童生徒理解に基づく支援の充実等を図る。更に中学校(校区内の小学校へも対応)へのスクールカウンセラー配置や学校生活適応支援員配置等により、不登校の未然防止及び早期支援や不登校状態の児童生徒の学校復帰も含めた児童生徒一人一人のための社会的自立を目指す。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士を派遣できる体制を整備する。</p> <p>○県内3箇所に設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」において、義務教育修後の高校不登校(傾向)生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援を行う。</p>					
2 事業の内容、実施の状況					
①不登校児童生徒支援事業					
(1) スクールカウンセラー研修充実事業					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の連絡協議会を開催した。</li> <li>・スクールカウンセラー対象の研修会について、外部講師を招聘し、「自死企図への緊急対応のポイント」をテーマに講義及び演習を行った。</li> </ul>					
(2) 臨床心理士の緊急支援体制の構築					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故、被災等で緊急に特別な支援が必要となった際に臨床心理士を派遣する体制を整え、臨床心理士を小学校(10校)、中学校(2校)、高等学校(3校)、特別支援学校(1校)に年間224時間派遣した。</li> </ul>					
(3) 学校の魅力アップ事業					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会と県教育委員会が協働して課題解決の方策を検討、実践する「いじめ・不登校等対策連携会議」を4回実施した。</li> <li>・学校への指導助言のため、各市町村教育委員会が課題に取り組む学校を設定し、市町村アドバイザーとして有識者を招聘し、職員研修において指導を受けた。</li> <li>・学校における支援体制づくり講演会として、学校教職員等を対象とした研修を2回実施した。1回目は、特別支援教育の視点から「子どもの多様な特性や困難さの理解」、「学びの多様性におけるユニバーサルデザインの授業づくり」について、2回目は特別活動の視点から「特別活動を日々の生活や学習に生かす学級での土壌づくり」について、動画配信で実施した。動画視聴者はどちらも300名程度であった。</li> </ul>					
(4) 学校生活適応支援員配置事業					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校に係る支援の必要性の高い公立18小学校に「学校生活適応支援員」(18人)を配置し、不登校等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んだ。</li> <li>・連絡協議会を年3回開催し、効果的な活用等に関する研修・情報交換等を行った。</li> </ul>					
(5) 校内サポート教室設置事業					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の10中学校内に校内サポート教室を設置し、教室復帰のみを目標とせず個々の生徒のペースで学校生活を送れる学校内の教室を設けることにより、不登校(傾向)の生徒にとっての学び、居場所の多様化を図った。</li> <li>・教員免許状を有する者が支援員として常駐することで、安心する人とのつながりができ、学習支援や進路相談を伴う教育相談、保護者相談等により通室生徒及び保護者との信頼関係の構築につながった。</li> <li>・初めは週1回1時間程度の利用だった生徒が、少しずつ滞在時間や登校回数が増え、登校が定着した生徒が複数名いた。</li> <li>・全欠だった生徒が朝の挨拶のみサポート教室に入る、サポート教室で過ごす、授業を選んで教室やリモートで授業を受けるなど学校との関わりが増え、表情も穏やかに過ごせるようになった。</li> </ul>					

#### (6) 子どもの不安解消プロジェクト事業

- ・いじめや不登校の要因の一つである「不安」という感情のコントロールや情動を抑制するためのスキルを身につけるためのDVDの貸し出しを行い、小学校3校、中学校1校の利用があった。

#### ②不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・県内3箇所の「ハートフルスペース」において、体験活動や心理相談、進路支援等を行った。
- ・カウンセリング、懇談、研修会等を通して保護者支援を行った。
- ・市町教育委員会設置の教育支援センター、高等学校等の学校関係機関を中心に訪問し「ハートフルスペース」を周知するとともに、要支援対象者の実態把握を行った。
- ・高等学校、関係機関と連携をとりながら学校復帰や進路変更、就労等に向けた支援を行った。
- ・事業の充実や切れ目のない支援を図る目的から関係者との連絡会、中学校を訪問し、「ハートフルスペース」の説明を実施した。また、各圏域でそれぞれ「ハートフルスペース」の紹介リーフレットを作成した。
- ・情報発信の目的から通信「ビリーブ」を発行するとともにホームページの充実を図った。
- ・ハートフルスペースへの通所が困難な支援対象者への訪問支援等として「出かけるハートフルスペース」を実施した。5つの町で継続的な実施となっている。令和6年度は、更に3つの町での訪問支援を計画している。
- ・保護者及び支援者を対象とした「子どもの育ちを支えるセミナー」では、茅ヶ崎市で実施されている子育て実践講座「ちはっさく」を倉吉児童相談所より講師を招き、対面で実施した。
- ・教育支援センター及びフリースクールとの合同研修会を開催し、「鳥取県の不登校の状況と支援のあり方について」をテーマに研修を行った。合同連絡会については、圏域ごとに実施し、お互いの取り組み等の情報共有を行った。

#### ③不登校生徒等への自宅学習支援事業

- ・県内3箇所の県教育支援センター（ハートフルスペース）に自宅学習支援員を配置し、利用者の学習支援及び保護者支援を行った。
- ・ICT教材を活用して、一人一人の学びの力に合わせた学習プログラムを提供した。
- ・利用者は、小学生12名、中学生27名、高校生年代6名の計45名だった。
- ・家庭での子どもへの関わり方についての助言や医療受診のつなぎなどを行い、保護者の悩みや不安に寄り添った支援を行った。

### 3 事業成果（改善状況）・課題等

#### ○成果

#### ①不登校児童生徒支援事業

- ・スクールカウンセラー及び教育相談担当教員を対象にした連絡協議会において、自死企図への緊急対応に関する講義・演習・協議等を行い、緊急時における対応のポイントや校内体制の確認、未然防止や関係機関との連携について理解を深めることができた。
- ・職員の不祥事、いじめの重大事態などによる学校や地域全体が混乱するストレス状況における特別な支援を対象など緊急支援が必要な事案について臨床心理士等を派遣し、学校は迅速な対応をすることができた。
- ・学校の魅力アップ事業の「いじめ・不登校等対策連携会議」において、児童生徒の要因・背景について考える見立て（アセスメント）の重要性について学びを深めてきた。そこで扱った見立て（アセスメント）の手法を市町村教育委員会指導主事等が学校に伝えるなど見立て（アセスメント）の重要性が学校に広がってきている。また、市町村アドバイザーを招聘し、職員研修にて指導を受けた学校で新規不登校児童生徒や暴力行為が減少した。
- ・校内サポート教室の実施についての周知が広がり、その仕組みの良さや不登校（傾向）生徒における良い変容が表れ、令和5年度10校配置から令和6年度15校配置へ拡充した。
- ・学校生活適応支援員の児童の実態に応じた適切な支援により児童の不安が解消し、不登校及び学校不適応の未然防止・早期対応につながった事例が各学校で多く見られた。また、家庭訪問等で保護者の悩みを聞くなど保護者支援を行ったケースもあった。

## ②不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・市町村教育委員会や中学校・高等学校を訪問し、連携を深めていく中で来所相談等につなげることができた。
- ・相談者に社会参加に向けた変化等が見られた。
  - 就労支援機関へのつながり、就労体験、アルバイト就労、障害年金の取得 等
  - 進学希望先の決定、受験のための準備 等
  - 支援員との交流の促進、集団活動への参加 等

【ハートフルスペース利用状況】＜令和6年3月末現在＞

年度	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用人数	50	129	164	134	195	198	213	171
延支援回数	1,206	2,263	3,775	2,863	2,860	3,306	2,856	3,118

※H29年度から中・西部ハートフルスペースの相談回数、利用人数を含む

## ③不登校生徒等への自宅学習支援事業

- ・学校に行かなければならないと自分を責めてしまいがちな児童生徒たちの心身の安定に大きく貢献した。
- ・中学校3年生の利用者の9名のうち7名が高等学校へ進学することができた。受験に向かうにあたり自宅学習支援員が面接練習や自己申告書作成のアドバイスをするなど学習指導以外の面でも支援を行うことができた。
- ・自宅学習支援員が保護者に子どもへの関わり方等の助言を行うことで、保護者の心の安定につながるケースが多くあった。

### ○課題

- ・不登校児童生徒は全国的にも増加の一途であり、鳥取県においても喫緊の課題である。小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援のため、県教育委員会と市町村教育委員会が今まで以上に連携し、学校訪問等による指導助言や教職員研修を行い、不登校や問題行動の未然防止を視点を置いた校内組織体制づくりとアセスメントに基づく児童生徒理解や支援の充実を図る必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳													
		国庫支出金	起債	その他	一般財源										
いじめ防止対策推進事業	11,986	3,155			8,831										
将来ビジョン	—														
令和新時代創生戦略	SDGsゴール(04 質の高い教育をみんなに)														
政策項目	—														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体との連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。</p> <p>2 事業の内容、実施の状況</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催</td> <td>○いじめ問題の未然防止・早期発見及び不登校支援に関係する機関・団体の連携を図るため、鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会(※)を2回開催した。 ・第1回：8月に集合型で開催 ・第2回：11月に集合型で開催</td> </tr> <tr> <td>いじめ相談窓口の充実</td> <td>○「いじめ110番」「いじめ相談専用メール」の夜間・休日の対応を外部委託した。 ○県内の全児童生徒に「相談窓口紹介クリアファイル」を配布した。(7月)</td> </tr> <tr> <td>子どもの悩みサポートチーム支援事業</td> <td>○いじめ問題等の解決のためにチーム支援を行う学校等に対して警察、児童相談所、その他の関係機関や専門家等を派遣する。 利用件数：0件</td> </tr> <tr> <td>児童生徒のいじめ問題への主体的な取組の支援</td> <td>○いじめ問題や仲間づくりについての作品を募集する「あったかい風をみんなで吹かそう缶バッジデザインコンクール」を実施した。 応募点数：1,792点</td> </tr> <tr> <td>SNSを活用したいじめの通報システムの導入</td> <td>○子どもたちがSOSを通報できる一方向のシステムを希望する学校に導入した。(令和5年度：県立高校11校)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会</p> <p>【目的】 いじめ問題の未然防止・早期発見及び不登校支援に関係する機関及び団体の関係者により構成される連絡協議会を置き、これらの機関・団体の連携を図る。</p> <p>【構成】 県医師会、県弁護士会、県臨床心理士会、県社会福祉士会、不登校の親の会ネットワーク、フリースクール協議会、県PTA協議会、県高等学校PTA連合会、県特別支援学校PTA連合会、鳥取地方法務局、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、県特別支援学校長会、私立中学高等学校長会、都市教育長会、町村教育長会、県人権局、県総合教育推進課、県子育て・人財局、児童相談所、警察本部、県教育委員会</p> <p>3 事業成果(改善状況)・課題等</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出かけるセンター研修や教育センター主催教職員研修等において、当センター作成「いじめ対応マニュアル」を活用したいじめ問題の適切な対応について周知することができた。</li> <li>・いじめの認知について、市町村教育委員会との連携及び教職員研修での講義においての周知により児童生徒間の些細なトラブルなど、いじめの兆候を積極的に認知することが進んでいる。</li> <li>・教育相談電話で受けたいじめ相談について、市町村教育委員会と共有し、よりスピーディーかつ正確に対応している。</li> </ul> <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題への初期対応が不適切なため、被害児童生徒及びその保護者と学校との信頼関係が崩れたり、重大事態として捉えるべき事案が重大事態として扱われていなかったりする事案がある。いじめ問題に関する悉皆研修を行い、その内容を校内研修等で全教職員への共通理解を図り、適切に対応できる組織体制づくりを促す必要がある。</li> </ul>						鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催	○いじめ問題の未然防止・早期発見及び不登校支援に関係する機関・団体の連携を図るため、鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会(※)を2回開催した。 ・第1回：8月に集合型で開催 ・第2回：11月に集合型で開催	いじめ相談窓口の充実	○「いじめ110番」「いじめ相談専用メール」の夜間・休日の対応を外部委託した。 ○県内の全児童生徒に「相談窓口紹介クリアファイル」を配布した。(7月)	子どもの悩みサポートチーム支援事業	○いじめ問題等の解決のためにチーム支援を行う学校等に対して警察、児童相談所、その他の関係機関や専門家等を派遣する。 利用件数：0件	児童生徒のいじめ問題への主体的な取組の支援	○いじめ問題や仲間づくりについての作品を募集する「あったかい風をみんなで吹かそう缶バッジデザインコンクール」を実施した。 応募点数：1,792点	SNSを活用したいじめの通報システムの導入	○子どもたちがSOSを通報できる一方向のシステムを希望する学校に導入した。(令和5年度：県立高校11校)
鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催	○いじめ問題の未然防止・早期発見及び不登校支援に関係する機関・団体の連携を図るため、鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会(※)を2回開催した。 ・第1回：8月に集合型で開催 ・第2回：11月に集合型で開催														
いじめ相談窓口の充実	○「いじめ110番」「いじめ相談専用メール」の夜間・休日の対応を外部委託した。 ○県内の全児童生徒に「相談窓口紹介クリアファイル」を配布した。(7月)														
子どもの悩みサポートチーム支援事業	○いじめ問題等の解決のためにチーム支援を行う学校等に対して警察、児童相談所、その他の関係機関や専門家等を派遣する。 利用件数：0件														
児童生徒のいじめ問題への主体的な取組の支援	○いじめ問題や仲間づくりについての作品を募集する「あったかい風をみんなで吹かそう缶バッジデザインコンクール」を実施した。 応募点数：1,792点														
SNSを活用したいじめの通報システムの導入	○子どもたちがSOSを通報できる一方向のシステムを希望する学校に導入した。(令和5年度：県立高校11校)														



事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
教育相談事業	2,073	0	0	0	2,073
将来ビジョン	-				
令和新時代創生戦略	SDGsゴール(04 質の高い教育をみんなに)				
政策項目	-				

## 1 事業の目的、概要

幼児児童生徒等の教育上の問題や、発達、障がい等に関する学習及び生育上の課題について、園や学校等教育現場の実状をよく知る相談員及び専門指導員、専門医が、本人、保護者、学校関係者等らの相談に応じ、個別の状況やニーズに応じた指導・支援を行う。

## 2 事業の内容、実施の状況

教育相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談(電話・来所・訪問・メール等)を受け、状況に応じて指導主事及び相談員が専門的な立場からの助言を行った。より適切な支援となるよう医療機関や福祉機関などの関連機関と連携を図った。</li> <li>教育相談事業について、広報リーフレット「教育相談道しるべ」の配布及びホームページでの情報発信を行い、保護者や教育関係者等への周知を図った。</li> <li>教職員向けの児童生徒理解の研修会に出向いて、教育相談理論や技法についての啓発を行った。</li> </ul>
専門指導員による相談・個別支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児への教育相談は、「言葉が少ない」「落ち着きがなく集中が続かない」「発音が不明瞭」といった主訴が多く、専門指導員により主訴解消に向けての個別指導を行った。また、保護者の子育てに対する不安に寄り添いながら、アドバイスや支援を行った。</li> </ul>
専門医による教育相談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談会(小児科医・精神科医7名による)を県内3箇所(東部22回・中部11回・西部5回)で実施し、医学的助言を受けて相談者の悩みや不安が解消されるように努めた。</li> </ul>

<相談回数> (令和6年3月31日現在)

## 【特別支援教育相談回数】

	R3年度	R4年度	R5年度
保・幼	598	500	414
小学校	12	85	89
中学校	19	29	46
高等学校	466	467	697
その他	15	1	0
合計	1,110	1,082	1,246

## 【一般教育相談回数】

	R3年度	R4年度	R5年度
保・幼	1	0	1
小学校	161	160	380
中学校	307	264	350
高等学校	1,162	945	824
その他	1,327	1,055	1,222
合計	2,958	2,424	2,777

※「その他」は、成人(本人)の相談者

## 3 事業成果(改善状況)・課題等

## ○成果

- 電話相談だけでなく、相談内容に合わせて必要に応じて訪問し直接話をするなど、相談者のニーズに合わせて柔軟に対応することができた。それにより、相談者の主訴の早期の解消、負担感の軽減に努めた。
- 相談に対して、相談手法の工夫やケース検討会などを適宜実施し、組織力を活かした取組で主訴の軽減解消を図ることができた。相談内容によっては関係機関との連携を図り、早期解決に向けて動いた。
- 専門指導員による幼児支援において、園や学校をはじめ関係機関との連携を図りながら、就学に向けて細やかな支援を行った。保護者アンケートでは、9割以上の保護者が「大変満足」「満足」と回答し、「利用して子どもの成長が感じられた。」という感想も見られた。また、就学後の小1フォローアップを行うことで読み書きに不安のある児童の学習への自信を高めることができた。
- 専門医による教育相談会は、相談者アンケートでは、8割が「大変満足」「満足」と回答があり、所期の目的が達成できた。

## ○課題

- 指導主事及び相談員が受ける相談は、複数の要因が絡み合い内容が複雑化しているケース、関係機関と連携を図りながら相談を継続していく必要があるケースなどが見られる。そのため、スタッフ研修やケース検討会などを行い相談者の主訴を解消できるよう相談員の専門性を高める必要がある。
- 相談者が相談したいと思ったときに、相談先の情報をすばやく届ける必要がある。今届けている「道しるべ」ホームページ以外の方法や内容も検討し、相談者のニーズに合わせた情報提供ができる体制を考えていく必要がある。

事業名	決算額	財源内訳																																																																																																																																																																																																									
		国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																																																																																																																																																						
スクールソーシャルワーカー活用事業	66,632	21,534			45,098																																																																																																																																																																																																						
将来ビジョン	—																																																																																																																																																																																																										
令和新时代創生戦略	SDGsゴール(04 質の高い教育をみんなに)																																																																																																																																																																																																										
政策項目	—																																																																																																																																																																																																										
1 事業の目的、概要	<p>学校や家庭、地域など児童生徒を取り巻く環境の課題が複雑化しており、それらの課題への対応充実を図るため、社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー(SW)の市町村教育委員会への配置に対して助成するとともに、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。また、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。</p>																																																																																																																																																																																																										
2 事業の内容、実施の状況	<p>S SWスーパーバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の取組やS SWの経験の差、対応困難な事例に対するスーパーバイズ体制を整えることを目的として、S SWスーパーバイザー1名をいじめ・不登校総合対策センターに配置した。</li> </ul> <p>〔スーパーバイザーの業務〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①校長会や管理職研修におけるS SWについての研修講師</li> <li>②事業活用自治体担当者への活用戦略についての助言</li> <li>③新任及び現任S SWへの基礎的な理論研修及び助言</li> <li>④連絡協議会(年1回)、育成研修の企画立案への助言及び研修講師</li> <li>⑤対応困難な事例についての相談や適切な助言 等</li> </ol> <p>県内のS SW活用事業実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度は17市町村がS SW活用事業(補助事業)を実施した。</li> </ul> <p>【各市町村等のS SW配置人数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米子市</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市計</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩美町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>若桜町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>智頭町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>八頭町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>三朝町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>湯梨浜町</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>琴浦町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>北栄町</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>日吉津村</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大山町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>南部町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>伯耆町</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>日南町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日野町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>江府町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>町村合計</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度より鳥取市は中核市となり、県事業の対象ではなくなった。</p> <p>S SW連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>S SW活用事業に係る県の方向性の確認、虐待対応や未然防止、困窮家庭に対するの支援等について理解を深めるため、連絡協議会を開催した。</li> </ul> <p>(参加者)</p> <p>県及び市町村配置S SW及び担当指導主事(S SW未配置の自治体を含む)</p> <p>学校管理職</p> <p>(開催方法・回数) 集合型による開催・1回</p> <p>S SW資質向上研修</p> <p>〔新任・現任S SW研修〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>S SWに必要とされる社会福祉の専門的な知識や技能、学校組織に対する理解などについて研修を実施した。</li> <li>5回の実施と動画による研修を1回実施</li> </ul> <p>〔新任S SW研修〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールソーシャルワークの意義や、S SWに必要とされる基礎的な知識や技能について研修を実施した。</li> <li>1回の実施と動画による研修を1回実施</li> </ul>						H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	米子市	3	3	5	5	5	11	13		倉吉市	3	3	3	4	6	6	6		境港市	1	1	1	1	1	1	1		市計	7	7	9	10	12	12	18	20		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	岩美町	1	1	1	1	1	1	1	1	若桜町	1	1	1	1	1	1	1	1	智頭町	1	1	1	1	1	1	1	1	八頭町	1	1	1	1	1	1	1	1	三朝町	1	1	1	1	1	1	1	1	湯梨浜町	1	2	3	3	2	2	2	2	琴浦町	2	2	2	2	1	1	1	1	北栄町	0	1	1	1	1	1	1	1	日吉津村	1	1	1	1	1	1	1	1	大山町	1	1	1	1	1	1	4	4	南部町	2	2	2	2	2	2	2	2	伯耆町	4	4	4	4	3	3	3	3	日南町	2	2	2	2	2	2	2	2	日野町	1	1	1	2	2	2	2	1	江府町	2	2	1	1	1	1	1	1	町村合計	17	22	22	23	20	20	23	22
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																																																																																																																																																																																			
米子市	3	3	5	5	5	11	13																																																																																																																																																																																																				
倉吉市	3	3	3	4	6	6	6																																																																																																																																																																																																				
境港市	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																				
市計	7	7	9	10	12	12	18	20																																																																																																																																																																																																			
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																																																																																																																																																																																			
岩美町	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																			
若桜町	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																			
智頭町	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																			
八頭町	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																			
三朝町	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																			
湯梨浜町	1	2	3	3	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																			
琴浦町	2	2	2	2	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																			
北栄町	0	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																			
日吉津村	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																			
大山町	1	1	1	1	1	1	4	4																																																																																																																																																																																																			
南部町	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																			
伯耆町	4	4	4	4	3	3	3	3																																																																																																																																																																																																			
日南町	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																			
日野町	1	1	1	2	2	2	2	1																																																																																																																																																																																																			
江府町	2	2	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																			
町村合計	17	22	22	23	20	20	23	22																																																																																																																																																																																																			

### 3 事業成果（改善状況）・課題等

#### ○成果

- ・SSWの活動により、学校と関係機関との連携体制及び教職員にもスクールソーシャルワークの考え方や視点の理解が進み、浸透につながってきている。
- ・SSWスーパーバイザーからの深刻な事例に係るスーパーバイズによって、迅速かつ的確な対応につながった。

#### ○課題

- ・SSW活用事業の充実と体制づくりには市町村教育委員会の戦略が必須であるので、各市町村教育委員会との意見交換等を市町村巡回訪問や連絡協議会等を通して積極的に行う必要がある。

6 決算資料

一般会計(歳入)

(単位:円)

区分	科目	予算額			現額		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	計	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額					
歳入	教育費 国庫補助金	29,291,000	△ 2,742,000	0	26,549,000	25,508,000	25,508,000	0	0	0	
	合計	29,291,000	△ 2,742,000	0	26,549,000	25,508,000	25,508,000	0	0	0	

一般会計(歳出)

(単位:円)

区分	科目	予算額			現額		支出済額 (決算額)	支出済額の内訳		翌年 繰越額	年度 繰越額	差引残額 (不用額)	備考
		当初予算額	補正予算額	繰越事業費 繰越額	継続費及び繰越事業費 繰越額	流出額		及び 増減	計				
歳出	教育連絡調整費	98,561,000	△ 4,664,000	0	93,897,000	89,003,738	89,003,738	0	89,003,738	0	0	4,893,262	
	合計	98,561,000	△ 4,664,000	0	93,897,000	89,003,738	89,003,738	0	89,003,738	0	0	4,893,262	

## 7 事業別実施状況調べ

(単位：円)

事業名	予算現額					支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行率 B/A	事業の計画と実績・成果、 繰越、不用額の理由等
	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費支出 及び流用増 減	計 A					
(目 名) (主) 不登校生徒 等訪問支援・居 場所づくり事業	2,086,000	0	0	0	2,086,000	1,685,167		400,833	80.8%	主な事業に関する調べのとおり
(主) いじめ防止 対策推進事業	12,717,000	0	0	0	12,717,000	11,985,930		731,070	94.3%	主な事業に関する調べのとおり
(主) 教育相談事 業	2,378,000	0	0	-110,000	2,268,000	2,073,393		194,607	91.4%	主な事業に関する調べのとおり [流用増減] スクールソーシャルワーカー活 用事業へ△110千円
(主) スクール ソーシャルワー カー活用事業	73,661,000	-4,164,000	0	110,000	69,607,000	66,632,002		2,974,998	95.7%	主な事業に関する調べのとおり [流用増減] 教育相談事業から流用110千円
(主) 不登校児童 生徒支援事業	3,239,000	-500,000	0	0	2,739,000	2,248,067		490,933	82.1%	主な事業に関する調べのとおり
(主) 不登校生徒 等への自宅学習 支援事業	3,389,000	0	0	0	3,389,000	3,364,356		24,644	99.3%	主な事業に関する調べのとおり
子どもたちを守る ためのネット パトロール事業	1,091,000	0	0	0	1,091,000	1,014,823		76,177	93.0%	インターネット上の掲示板、サ イト等への県内の児童生徒の書 き込みを巡視し、不適切な書き 込み等を学校に情報提供した。 (委託先 NPO法人こども未来 ネットワーク) ・不適切な書き込み等学校へ 情報提供 69件
合 計	98,561,000	-4,664,000	0	0	93,897,000	89,003,738	0	4,893,262		

8 予備費の充用調べ 該当なし

## 9 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況 該当なし

(2) つり銭の状況 該当なし

10. 財産に関する調べ  
 (1) 公有財産  
 ア 土地

(令和6年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末			本年度異動状況				差引		備考
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記年月日	面積 (㎡)	
行政財産	西部ハートフルスペース	米子市祇園町二丁目242-88	309.74	6,752,332	増加	R			R	309.74	6,752,332	
計			309.74	6,752,332			0			309.74	6,752,332	

イ 建物

(令和6年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末			本年度異動状況				差引		備考	
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記年月日	面積 (㎡)		価額 (円)
行政財産	中部ハートフルスペース	倉吉市上井字橋ノ下503-1	350.00	5,166,000	増加	R			R	350.00	5,166,000		
					減少	R							
			98.21	0	増加	R				R	98.21	0	
行政財産	西部ハートフルスペース	米子市祇園町二丁目242-88	5.21	0	増加	R			R	5.21	0		
					減少	R							
			453.42	5,166,000			0				453.42	5,166,000	
計													

ウ 山林

該当なし

エ 不動産売却等

該当なし

オ 財産の交換

該当なし

カ 動産 (船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機)

該当なし

キ 物権

該当なし

ク 無体財産権 (特許権、著作権、商標権、実用新案権等)

該当なし

ケ 有価証券

該当なし

コ 出資による権利

該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有

無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和6年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		差引き未使用枚数	備考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
枚 58	枚 0	枚 29 71,210	枚 29	

(3) 基金

該当なし

(4) 債権

該当なし

1.1 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

該当なし

イ 建物

該当なし

(2) 物品

(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)

該当なし

1.2 借受不動産明細調べ

該当なし

1.3 職員駐車場の管理状況調べ

該当なし

1.4 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

1.5 備品の処分状況調べ

(令和6年3月31日現在)

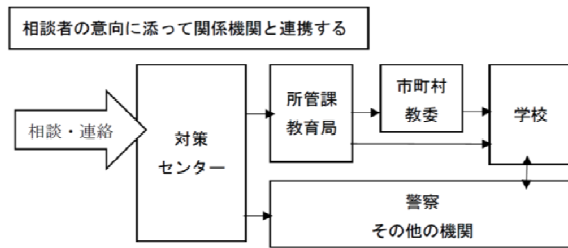
品名 (規格・銘柄)	(保管換 年月日) 取得年月日	不 用 定 年 月 日	処 分				備考	
			売 払 棄 却 の 別	売 払 方 法 ・ 棄 却 理 由	処 分 年 月 日	売 払 額		処 分 費 用
知能検査セット 8台	平成11年 4月26日	令和6年3月 14日	棄却	耐用年数を過ぎて おり、また改訂版 が出ており今後の 使用見込みがない ため。	令和6年3月14 日		123,200円	処分費用に は教育セン ター分も含 む。
合 計							123,200円	

1.6 貸付金等状況調べ

該当なし

17 いじめについての連携・支援の流れ

(当センターや学校、関係機関に相談があった場合、各機関はどのように連携して支援を行っているか、流れ図等で記載すること。)



※解決に向けて、連携して対応する

18 県内のいじめの認知件数

(単位:件)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	1432	1611	1800	1363	1321	1589
中学校	461	464	439	377	434	533
高等学校	59	60	52	38	54	
特別支援学校	26	71	22	11	42	
計	1978	2206	2313	1789	1851	
発生件数/千人(県)	32.6	36.9	39.1	30.6	32	
発生件数/千人(全国)	40.9	46.5	39.7	47.7	53.3	

※1 H30～R4は文部科学省調査による国・公・私立の確定値

※2 R5は県独自調査による公立小中学校の数値(令和6年4月1日現在)

※3 義務教育学校については、学年に応じて小学校又は中学校の件数に含んでいる。

19 いじめの解消状況(令和4年度)

(単位:件)

区分	解消している	解消に向けて取組中	他校への転学、退学等	計
小学校	849	359	1	1209
中学校	314	73	3	390
高等学校	32	9	1	42
特別支援学校	38	4	0	42
計	1233	445	5	1683

※1 令和4年度内に起きたいじめの令和5年3月末の状況(県独自調査から)を記載している。

※2 義務教育学校については、学年に応じて小学校又は中学校の件数に含んでいる。

20 当センターへのいじめ相談の対応(令和5年度)

(単位:回)(令和6年3月31日現在)

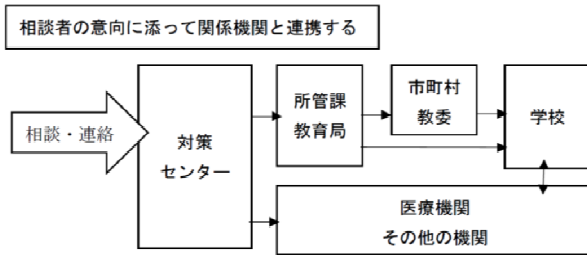
相談方法	校種等							(a)のうち相談のみ	(a)のうち関係機関と連携	(a)のうち他機関に紹介
	小	中	高	特支	その他	不明	計(a)			
電話	62	38	22	0	0	3	125	95	28	2
メール	7	1	2	0	2	0	12	9	1	2
来所	2	1	0	1	0	0	4	1	3	0
合計	71	40	24	1	2	3	141	105	32	4

※いじめ110番の相談回数を含む。



21 不登校についての連携・支援の流れ

(当センターや学校に相談があった場合、各機関はどのように連携して支援を行っているか、流れ図等で記載すること。)



※解決に向けて、連携して対応する

22 不登校児童生徒数

(単位:件)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	230	271	343	400	492	634
中学校	502	554	555	653	877	976
小中計	732	825	898	1053	1369	1610
不登校児童生徒数/千人(県)	16.4	18.8	20.6	24.4	32	32.7
不登校児童生徒数/千人(全国)	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	
高等学校	264	217	238	283	301	
不登校生徒数/千人(県)	17.6	14.7	16.4	19.8	21.4	
不登校生徒数/千人(全国)	16.3	15.8	13.9	16.9	20.4	

※1 H30～R4は文部科学省調査による国・公・私立の確定値

※2 R5は県独自調査による公立小中学校の数値(令和6年4月1日現在)

※3 義務教育学校については、学年に応じて小学校又は中学校の件数に含んでいる。

23 不登校児童生徒の変容状況(令和5年度)

(単位:件) (令和6年4月1日現在)

区分	継続的に登校する(a)	断続的に登校する(b)	登校にチャレンジする(c)	a～cほどではないが、変容が見られる	再登校のきざしが見られない	計
小学校	203	139	68	69	155	634
中学校	226	230	116	145	259	976
高等学校						
計						

※1 県独自調査による公立小中学校の数値(令和6年4月1日現在)

※2 義務教育学校については、学年に応じて小学校又は中学校の件数に含んでいる。

24 当センターへの不登校相談の対応(令和5年度)

(単位:回) (令和6年3月31日現在)

相談方法	校種等							(a)のうち相談のみ	(a)のうち関係機関と連携	(a)のうち他機関に紹介
	小	中	高	特支	その他	不明	計(a)			
電話	57	149	167	0	3	0	376	367	4	5
メール	20	30	26	0	0	0	76	73	1	2
来所	133	96	231	0	1	0	461	460	0	1
合計	210	275	424	0	4	0	913	900	5	8

※24時間子供SOSダイヤル及びいじめ110番の相談件数を含む。

25 ハートフルスペースの利用状況(令和5年度)

<指導員対応>

(単位:件、回) (令和6年3月31日現在)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
通 室	件数	14	21	19	18	16	17	14	17	15	16	16	20	851
	回数	38	75	80	69	50	68	73	85	67	61	104	81	
家庭訪問	件数	6	4	6	6	11	6	11	9	7	7	8	6	117
	回数	10	8	9	9	15	12	12	10	8	9	9	6	
関係機関 訪 問	件数	3	8	17	3	3	6	7	10	12	5	14	14	113
	回数	4	10	19	3	3	9	9	11	12	5	14	14	
電話相談	件数	42	39	35	39	42	44	42	37	37	50	42	40	944
	回数	84	88	86	87	83	88	74	58	61	91	75	69	
来所相談	件数	28	24	22	26	22	21	27	22	22	27	28	31	511
	回数	54	31	36	45	40	34	43	47	35	43	53	50	
総利用件数	件数	190	212	230	213	191	211	211	211	183	209	255	220	2536

<ソーシャルワーカー対応>

(単位:件、回) (令和6年3月31日現在)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	件数		9	3	5	4	6	4	8	3	6	10	7	121
	回数		9	7	7	12	7	6	14	3	12	25	19	
家庭訪問	件数		0	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	9
	回数		0	1	2	1	0	1	1	1	1	0	1	
関係機関 訪 問	件数		1	1	1	0	2	1	4	0	0	0	1	15
	回数		2	1	1	0	4	1	5	0	0	0	1	
電話相談	件数		0	1	2	2	5	2	0	2	0	1	2	34
	回数		0	5	5	2	7	7	0	5	0	1	2	
総利用件数	件数		9	4	5	4	7	5	11	5	7	11	10	179

<カウンセラー対応>

(単位:件、回) (令和6年3月31日現在)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	件数	22	23	17	17	8	12	21	15	15	20	18	23	317
	回数	33	29	30	23	17	15	32	22	20	29	29	38	
訪問相談	件数	2	2	3	3	3	3	3	5	1	2	2	4	43
	回数	2	3	6	3	4	4	3	6	1	3	2	6	
電話相談	件数	1	2	5	4	4	4	7	3	2	3	1	2	49
	回数	1	2	6	8	4	5	8	3	2	4	1	5	
総利用件数	件数	25	27	25	24	15	19	31	23	18	25	21	29	409

※件数は実件数、回数は延回数。

